

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年9月13日 10時30分ごろ
発生場所	兵庫県南あわじ市門崎西方沖（鳴門海峡） 門崎灯台から真方位239°330m付近 （概位 北緯34°14.4′ 東経134°39.4′）
事故の概要	プレジャーボート輝丸は、帰航中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年10月4日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 輝丸、1.5トン T03-21222（漁船登録番号）、個人所有 第280-38660号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の初期、潮流 北流約8.6ノット（kn）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りを終え、帰航の目的で南進中、船長が船首方の鳴門海峡に白波が立っていることを認めたので、減速して同海峡に入り、白波を乗り越えたところ、船首部が下がって波に突っ込み、大量の海水が舷縁を越えて船内に流入し、水船状態となった後、左舷側に傾いて転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用しており、海中に投げ出された後、転覆した本船の船底に上り、同乗者の携帯電話で118番通報を行い、その後、付近を航行中の船舶に救助された。</p> <p>本船は、漁業協同組合の所属船舶で徳島県鳴門市亀浦漁港にえい航された。</p> <p>船長によれば、鳴門海峡では、本事故発生時、強潮流（北流）により渦流が発生しており、本船は、渦流外縁部に立っていた白波を乗り越えた後、船首部が、渦流内に落ち込むとともに、渦流内に立っていた波高約1.5mの波に突っ込んだ。</p> <p>船長は、ふだん、紀伊水道周辺で船びき網漁の操業を行っており、鳴門海峡を航行した経験は数回であった。</p> <p>船長は、毎回、鳴門海峡を安全に航行できていたので、本事故当ても出航前に潮流情報を確認しておらず、帰航時、同海峡では強潮流により渦流が発生する時間帯となっていたことに気付いていなかった。</p>

	船長は、本事故当時、携帯電話を持参していなかった。
分析	<p>本船は、帰航中、船長が、鳴門海峡では強潮流により渦流が発生する時間帯となっていたことを気付かず、同海峡を航行したことから、渦流外縁部に立っていた白波を乗り越えた後、船首部が渦流内に落ち込むとともに波に突っ込み、大量の海水が舷縁を越えて船内に流入し、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、毎回、鳴門海峡を安全に航行できていたことから、出航前に同海峡の潮流情報を確認せず、渦流が発生する時間帯となっていたことに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、帰航中、船長が、鳴門海峡では強潮流により渦流が発生する時間帯となっていたことを気付かず、同海峡を航行したため、渦流外縁部に立っていた白波を乗り越えた後、船首部が渦流内に落ち込むとともに波に突っ込み、大量の海水が舷縁を越えて船内に流入し、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳴門海峡を航行する小型船舶の船長は、強潮流時に同海峡を航行すると渦流や渦流と共に発生する複雑な波により浸水や転覆の危険性があるので、出航前に第五管区海上保安本部海洋情報部ホームページに掲載された同海峡の潮流情報等を確認した上、強潮流となる時間帯を避けて同海峡を航行すること。 ・ 小型船舶の船長は、乗船中、緊急時の連絡手段として、防水パックに入れた携帯電話を身に付けておくこと。